

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年11月5日（金）午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 1 1 番 南 和 弘
 1 2 番 芳 川 清 志

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	松 澤 弘 美

6. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 (事業
計画変更) について (4 条許可事業変更) |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対す
る意見について (5 条許可) |
| 議案第 4 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予 (入口)) |
| 議案第 5 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について (納税猶予 (出口)) |
| 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に
ついて (利用権設定) |
| 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に
ついて (所有権移転) |
| 報告第 1 号 | 農地形状変更事業について (農地形状変更事業) |

7. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、こんにちは。それでは、皆さまお揃いですので、令和3年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる10月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

6番 中村委員

8番 内田裕夫職務代理者

13番 林勉委員

20番 林吉一委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可） | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請（事業計画変更）について（4条許可事業変更） | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可） | 1件 |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口）） | 3件 |
| 議案第5号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口）） | 2件 |

(会長)

議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）	5件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）	2件
報告第1号	農地形状変更事業について（農地形状変更事業）	1件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11番の南委員、12番の芳川委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事を進めていきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

現地調査の結果、議案第1号受付番号15と受付番号16の案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号15、まず15の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号15について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号15、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、3条の有償移転です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号15を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号16の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号16について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号16、この案件につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号16を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請（事業計画変更）について、4条許可事業変更を議題といたします。

議案第2号の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(会長) それでは続きまして、議案第2号受付番号1の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号1について議案書5ページをご覧ください。本件は、令和3年4月総会で許可相当となった4条許可となった事業計画変更になります。内容については記載のとおりです。

また、農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書6ページから8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。4ページについては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第2号受付番号1、この案件につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか、よろしいですか。
はい、●●委員。

(●●委員)

この件につきまして、この前、倉庫か直売所の計画があったところです。その直売所が、そのままの状態のまま、のいてくれって農業委員、言いましたやんか。結局、そのままの状態です。それに対して議員さんから色々聞かれたり、何か違反じゃないかということが出てましたね。それで、それに対して、他に罰則とか罰金とか農業委員会としてはないんですか。

(事務局)

罰金とか罰則っていうかたちはないですけども、今の現状のまま、手続きだけを済ませてということではなくて。

(●●委員)

結局、場所を一遍のいてくれって農業委員会は言いましたね。

(事務局)

そうですね。

(●●委員)

そのままの状態です。置いてますやんか、それやったらもう。

(事務局)

今回、それに山城北土木、いうたら建物の関係になるんですけども、そちらのまず是正があります。建物を一度解体して、横にずらすかたちにはなるんですけども、そうすることによって資材というか、使うことも当然できませんし、それによって、山城北土木の是正が完了になります。その中で、こちらを農業用倉庫として今後使っていくということで、最終的にはもう一回、同じ位置には、建物が据わることにはなりませんけども、それにあたっての今回、事業の計画変更という申請になります。

(●●委員)

先に置いて、もうそのままの状態でもええっちゃうことですね、そういうことは。初めの許可もなしにそ

(●●委員) の状態においたままで、何もしなくてもいいという感じで捉えていいんですね。一遍、農業委員会が言うてくれはったんやね、のけてくれって。それで、のけられへんから、そのままの状態です置いてありますやんか。他のまた今後ね、それがあつた場合、それやったらもう、関係なしにぽんと置いて、それをした場合は、またそれは厳しく取り締まることになることになりまますやんか。

(事務局) 今回も、そのままではなくて。

(●●委員) 動かしたんですか。

(事務局) 今後、動かすかたちになります。今のまま、今回の申請ですよ、出して終わりというわけではなくて、建物のほうも一度、解体というかされて、そこから山城北のまず是正の方を完了させて、もう一度、農業委員会としてはそれにあたる変更の申請ですよ、これが。

(●●委員) 分かりました、罰則はないということやね。

(事務局長) よろしいですか、罰則はないです。今までから経過もご説明させていただいてるんですが、建物については土木事務所による是正というところになってきます。12月末までの間に今の建物をいったんどけて、解体し資材として横にずらすと。

(●●●●●) 全部どけなあかんのちゃうの。

(事務局長) それは土木事務所のほうで、同じ敷地内ですけど、いったんどけて解体し、ブルーシートとで養生す

(事務局長)

ることで資材扱いとします、ということでの取り扱いの方向性は決まっておりますので、そこで、いったん土木事務所のほうが解体を、是正をされたということを経地確認された後ですね、今、こちらの法人に出ています4条許可、従業員駐車場ということになってますその許可について、今、出てますように事業変更をしていくというところの今回は届出になってますので、基本は土木事務所に対する是正計画が完了してから、こういう方向で事業を進めたいところでの申請になりますので、そのあたり、今が物も動いてないし是正されてないっていうのでは、そのあたりで見るのではなくて、今、許可が出てます従業員駐車場を今後どのように事業変更されていくことに対して、農地法上どうかというところでの判断をお願いしたいというふうに思っております。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、言うてはんのはこれ、そやけど本来から言うたらそれでいくんやったら、つぶしたのを確認してから、やっぱりこういう書類が出てきて、そこんところでやっぱり賛否を求めるべきではないのかなと思えますけど、本来なら。土木、動かさんと、それもそやけど、ほんまにつぶさはるもんやつぶさはらへんもんやということやってやね、確認、ここんところで多数決で、はい賛成っていうてやね、挙げたときにやね、ほな今度は建てられるいうか、それつぶさはるかつぶさはらへんか、その確認もしやんうちに、この書類が出てくるいうことが、おかしいのちゃうかて言うたはるのと思うんですけどね、順番として。そやさかいに、そのつぶさはったのを確認してから、こういう書類が出てきてすんのがやっぱり、農業委員として賛否とっ

(●●委員)

て、それから許可になるんとかちがうんですか。後は土木の問題や言うたかって、やっぱり農業委員がここんここで賛否を求められてるということは、このままの状態、賛成ですか反対ですかいうて、またこれ、どっちに手上げて良いのか分からへん、と思えますけど、そういう意味で言うたはるように思うんやけど、状態を。

(事務局)

今後、そういうようなかたちでしていく、是正のほうも含んでしていくということの中で、事務局としては、今回判断していただいた中で、京都府のほうに進達する、許可相当なら許可相当で進達する予定です。ただ最終的に京都府のほうが許可を出すんですけども、それに関しては山城北土木の是正が終わってからのということで、事務局と京都府側で調整は図るつもりです。

(事務局長)

今後の転用の計画について出されることに対して、審議をお願いしたいということをお願いしてるんですけど、今日のこの結果をもって、京都府の振興局のほうに農地転用の変更の申請を出させてもらうんですけど、振興局としては、書類が上がってきたからすぐ「はい、わかりました」ではなくて、土木事務所による是正計画の完了がなされたってことの実確認をされてからじゃないと、農地転用の変更許可にも至らないということは聞いておりますので、今後の方向性を早く法人としても示して、それに向けての準備もしていきたいところもあろうかと思っておりますので、この時期での申請であると思っておりますので、そのあたりはお願いしたいと思っております。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

あのね、今言われてんのは、以前にもこういうようなことがあって、あったかどうかは知らんねんけどね、守れへんかったんやと。また、その同じようなことが出てきてると。それやったら、もっと確認してからこの書類が出たらええのちゃうかな言うて二人が言われてんのちゃうかなと思ってね。だから今の段階では、どうやいうことで賛成とはできんということですよ、今の段階ではね、まだどうなるか分かられへん。「はい、わかりました、許可出ました」と、そうなるとそのままやと、またそのまま利用される、そら土木事務所のこともあるか知らんけどね、それもどうなるや分からへん、今まで土木事務所通して、どんどん、どんどん開発してきてんねんさかいにね。土木事務所がどうもない、京都府がどうもない言うて、許可がオッケーになったやつがようけありますやん、今まで。農業委員会がだめや言うてるのに、そっちへ振ってしてもてね、京都府の関係やということで。農業委員会がなにもものを言えなんだいうことがありますわね、そんなことから思うたら、今回もそういうようなかたちでやられてしもたら、農業委員会としてどうすんねやと、だから罰則いうのはそのへんやと思いますわ。

(●●●●●)

保留にしよ。

(会長)

●●委員。

(●●委員)

ちょっと僕、違う観点なんですけども、この計画変更の理由ていうのが書いてますけれども、こんなことじゃないんですね。「他の借農地に農業用倉庫を建築する予定だったが、土地所有者より早急に農地の返還を求められたため、当該農地に農業用倉庫を設置した」、この理由でこの変更の申請があるんじゃないですね現実には。これはいわゆるその、京都の許可条件がいったん撤去してっていうのを込みでこの議案が出

(●●委員)

たっというのは、そこまでは理解できるんですけども、今、皆さんおっしゃってました、今の時点で判断できるかどうかという疑問が当然あります、それもよく分かります。ただ、この変更理由がね、これも調整済なんですか、京都府と。これ、誰が見てもこんなあほなことないと思うんですね、僕らみんな、中身知ってるの者は。この辺はどうなんです。

(●●●●●)

だから保留でええやん。

(会長)

事務局、何か。

(●●●●●)

保留いう欄作ったらええねや、賛成、反対やなしに。

(事務局長)

この当初の申請が3月に出てきた時には、従業員駐車場ということでの申請でした。その後、色んな事情があって、法人の関係でこの今、備考欄に書いてますように今まで借りてた場所を返してほしいと、利用権設定を解除するので、その場所を明け渡してほしいと、そうすると、そこで使ってた用途というんでしょかね、土地を返還、求められたために農業用倉庫として使ってたものを返すということになりますので、新たにその農業用倉庫としての新しく据える所が必要になったというところが、4条の許可が出てから、そういったことが起こったというところでの経過になっておりますので、今回の変更についても、返したところの新たな農業用倉庫というところを、この従業員駐車場であったところを変更をかけて、農業用倉庫を据えたいというところであろうかと思えます。

(●●委員)

あまり言いませんけども、言うたはることと事実と違うと思うんですね、この変更理由と現実と。今の説明もこれは理解できません、もうこれ以上、結構です。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、言うたはるように、あれ元に戻してからするの
が一番、そこまで焦らんかて順番に行かれてもいいと
思うんです。それともう一点、今の農業用倉庫の件で
すけど、事務局として、この求められたという農地っ
ていうんですか、農地用倉庫の確認っていうのは、ど
こや分かってはりますか。求められてと書いたあるけ
ども、返却されるということでここへ建てたい、ほな
その、今のいわれたところは確認はされてますか。

(事務局)

確認はしてます。場所のほうは、●●のこの●●と
いうか、事務所の●●の場所を借りられてたんですけ
ども、そこを返してくれっていうことで言われてる
と、現に貸手さんのほうも、うちの窓口にも来はった
ので申請書というか書類はお渡しさしてもらってま
す。

(会長)

よろしいですか、その他、何かご意見があればちよ
うだいをいたしたいと思います。他は何かございませ
んか。今それぞれ、各委員さんのほうからそれぞれの
思いというんですか、色々ご意見をちょうだいをいた
しましたが、総じて言うと、この案件につきましては、
少し早いのかなという皆さん方の思いもあるように
思うんですけども、時期も少しね、現地を確認してか
らというふうなことだと思うんですが。事務所のほう
はですね、法令則にのっとってですね、満足してたか
ら本日、提案をされたということだと思うんですけど
も、まだ現地のほうもそのままということですので、
それを踏まえまして、今日のところは保留をする
というようなかたちのほうが一番いいんじゃないか
なと思うんですが、皆さん方のご意見、何かあればち
ょうだいをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

～ 結構ですと言う者あり ～

(会長)

よろしいですか。はい、そうしたらいいかな。

(事務局長)

今日のこの議案については、保留ということでのご意見であろうかと思えますけれど、そうしたら、今後というところですよ。是正が完了してから再度、申請を出してもらおうということになるというところですよ。よろしいんでしょうか。

～ はいと言う者あり ～

(事務局長)

申請者のほうにも返事をしなくてははいけませんので、そのあたり、是正を確認した後、再度、申請を出してもらおうというところでの採決でしたというところで、連絡はってことを思います。

(会長)

とりあえず、現地のほうを確認した上で再度、皆さん方に提案をさせていただくということによろしゅうございますか。はい、ということで今日のところは、保留ということで皆さん、ご意義ございませんか。

よろしいですか。特にご意見等ないようですので、本日この案件につきましては、保留というかたちを取らせていただきます、よろしいですか。

それでは続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可ですね、これを議題といたします。

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、続きまして●●委員、よろしくお願ひします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号2の案件につい
て、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号2について議案書9
ページをご覧ください。内容については記載のとおりで
す。

また農地法第5条第1項の規定による許可申請書
に係る意見書案については、議案書10ページから1
2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
5ページと6ページをご覧ください。6ページについ
ては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号2の説明と報告が終
わりましたけども、この案件につきまして、何かご意
見ご質問等はございませんか。

5条の許可申請となります、よろしいですか。よろ
しいですか。それでは、特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2を
許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手を
お願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに
進達をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号相
続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税

(会長) 猶予（入口）ですね、これから納税猶予を受けようとされる方です、を議題といたします。

それでは、議案第4号につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) それでは、議案第4号受付番号の8から受付番号10番までの案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件それぞれの該当地につきましては、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号8の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号8について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号8、この案件につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号8について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者であると判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号9の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号9について議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどの受付番号8と同じ7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号9、この案件につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号9について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号10の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号10について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書18ページをご覧ください。

(事務局)

さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号10、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予（出口）の分ですね、を議題といたします。

それでは、議案第5号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号16及び受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

両方とも適正に管理されておりまして、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは続きまして、議案第5号受付番号16につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号16について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおり

(事務局)

りです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号16、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号16について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号17について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号17について議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号17、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号17について、特例農地が適正に管理されていたと判断す

(会長)

ることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

それでは、議案第6号に入ります。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第6号受付番号93につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限によりまして退出のほう、お願いをいたします。

(●●●●委員 午後2時5分 退席)

(会長)

それでは、議案第6号受付番号93の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第6号受付番号93の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ

(会長)

それでは続きまして、議案第6号受付番号93につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号93について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

(事務局) 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
13ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第6号受付番号93、この案件につきまして、
何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでご
ざいます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号93
について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

(●●●●委員 午後2時7分 入室)

(会長) 続きまして、議案第6号受付番号94から受付番号
97については、借り手が同じ方ですので、まとめて
審議をいたします。

まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたし
ます。

(●●●●委員) 議案第6号受付番号94から受付番号97の案件
につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地についても、特に問題ないものと思われ
ます。以上でございます。

(会長) 議案第6号受付番号94から受付番号97の案件
について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第6号受付番号94について議案書23ペー
ジ上段をご覧ください。

(事務局)

次に、議案第6号受付番号95について議案書23ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、議案第6号受付番号96について議案書24ページ上段をご覧ください。

議案第6号受付番号97については議案書24ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページ、15ページ、16ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第6号受付番号94から受付番号97につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、利用権設定4件ですけども、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号94から受付番号97について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第7号受付番号17と受付番号18は関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。

まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●委員)

議案第7号受付番号17と受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地についても、特に問題ないものと思われます。以上でございます。

(会長)

どうもご苦労様でした。それでは、議案第7号受付番号17と受付番号18について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第7号受付番号17について議案書26ページ上段をご覧ください。

次に、議案第7号受付番号18については議案書26ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第7号受付番号17と18につきまして、事務局から説明がございましたが、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第7号受付番号17と受付番号18について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

本日、予定をしておりました審議案件につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告の案件に入ります。

報告第1号受付番号3農地形状変更事業についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号3について議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件については、令和3年10月19日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号3の案件につきまして、事務局より説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問等あればちょうだいをお願いしたいと思いますと思いますがよろしいですか。

はい、●●委員。

(●●委員)

地元であるべきことなんですけども、先、現地を見て調査してもらいまてんけど、それを事務局、ちょっと違いますよという意見を高橋さんに言わしてもらいましてんけど、そのことを事務局さんは先に分かってるはずなんで、委員さんが言う前に、こういうことを言うてましたよとか言って、事務局さんが言ってもらえないでしょうかね。形状について、高橋さんには言うてんけども、それを報告っていうかたちでまた、私が言わんなんのか、そういうことは事務局に言ってるんで、事務局から言ってもらえないでしょうかね、地元に来るでしよ。

(事務局長)

案件については、地元委員さんにご意見を聞かせていただいている中で、特に問題ないとか、こういったところがありましたところでご意見いただいている件についてですよね。今回も●●委員に現地を見ていただいで。

(●●委員)

●●委員と二人で見に行つて、用水と悪水の。

(事務局長)

そうですね、そのあたり、事務局のほうでも勉強不足、知識がないところだったので、委員に教えていただいた後、申請者と調整する中で、再度、新しい図面を提出してもらつたりして、今回、今日ここにのぞんでるということになりましたので、色々ご意見いただきましてありがとうございます。

(会長)

●●委員、それでよろしいですか。

(●●委員)

各委員とこの地域に回つてくるやつなんで、委員が言った場合は、ちゃんと事務局から先、こういう意見が出てましたということを書いてもらったほうが、いちいち僕が意見どうですかって言われる前に、事務局が知つてるわけなんです。だから、こういうことが意見が出てましたよということを書いてもらえたらありがたいですね。

(会長)

今後、そういうことで対応お願いをいたします。他、何かございませんか。

よろしいですか。特にその他ないようでございますので、本日予定しておりました審議と報告はすべて終わりたいと思います。

午後2時18分 終了